

# 高 圧 ガ ス 保 安 法 の 手 引

(一般高圧ガス販売編)

令和3年1月

高知県危機管理部消防政策課

## 使用上の注意

この手引は、一般高圧ガス販売に関する規定の概要、申請書類一覧及び申請様式を簡潔に示したものです。

申請書類作成の際は、高圧ガス保安法関係法規集で詳細をご確認のうえ手続きを、お願いします。

### ◇「高圧ガスの販売」における届出について

#### \* 申請等の種類と必要書類一覧表

- ・ 高圧ガス販売事業届
- ・ 承継届
- ・ 高圧ガスの種類変更届
- ・ 高圧ガス販売事業廃止届
- ・ 販売主任者の選解任届
- ・ 変更届

#### \* 申請書類の様式

- ・ 高圧ガス販売事業届書
- ・ 高圧ガス販売事業承継届書
- ・ 販売に係る高圧ガスの種類変更届書
- ・ 高圧ガス販売事業廃止届書
- ・ 高圧ガス販売主任者届書
- ・ 代表者等の変更届
- ・ 高圧ガス販売事業相続同意証明書
- ・ 高圧ガス販売事業者事業譲渡証明書
- ・ 販売計画書
- ・ 販売台帳（容器授受簿） 1
- ・ 販売台帳（容器授受簿） 2
- ・ 周知に関する帳簿
- ・ 一般高圧ガス引渡先保安台帳  
（一般高圧ガス引渡先保安台帳記載要領）

#### \* 高圧ガスの販売に関する規定

1. 販売事業の届出
2. 販売事業の届出を要しない高圧ガス
3. 周知させる義務等
4. 帳簿
5. 販売の方法等
6. 承継
7. 販売の変更及び廃止
8. 保安教育
9. 販売主任者
10. 高圧ガス保安法の貯蔵及び移動の基準

## 「高圧ガスの販売」における届出について

販売を営もうとする事業者



- ①第一種製造者でその製造したガスをその事業所で販売する場合  
又は
- ②医療用の酸素及び液化酸素を（貯蔵数量が常時容積5 m<sup>3</sup>未満）を販売する場合  
（在宅酸素療法用として販売するときに限る。）  
又は
- ③内容積が300ml以下の容器内における高圧ガスであって温度35度で20MPa以下のもの
- ④消火器内における高圧ガス
- ⑤内容積1.2ℓ以下の容器内における液化フルオロカーボン
- ⑥自動車又はその部分品内における高圧ガス
- ⑦エア・サスペンション  
（不活性ガス又は空気を封入した物であって設計圧力にならない構造のもの。）
- ⑧外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置内の高圧ガス（同上）



届出は不要



販売所ごとに届出が必要

販売主任者を選任する必要がある高圧ガス（規則第72条1項）

液化石油ガス、アセチレン、アンモニア、塩素、酸素、水素、アルシン、  
クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、  
三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、  
ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシラン



販売主任者の選任必要  
※販売主任者には資格と経験が必要  
（詳細は「販売に関する規定」P.22を参照）



次項の販売事業届の「必要書類1～10」を  
事業開始20日前までに県に提出してください



販売主任者の選任必要なし



次項の販売事業届の「必要書類1～7」を  
事業開始20日前までに県に提出してください

申請等の種類と必要書類一覧表

項 目	必 要 書 類	様式 NO	備 考
高圧ガス販売事業届 (法第20条の4・規則第37条)	1. 高圧ガス販売事業届書	21	(参考1) (参考2) (参考3) (参考4)
	2. 販売計画書		
	3. 販売台帳		
	4. 周知に関する帳簿		
	5. 引渡先保安台帳	35	住宅地図の写し等 貯蔵して販売する場合 販売主任者の選任が必要な場合
	6. 事業所位置図		
	7. 事業所見取図		
	8. 高圧ガス販売主任者届出書		
	9. 製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の写し		
	10. 販売主任者の経験証明書等		

※販売事業届記載上の注意：

1. 添付書類3～5は販売開始後記載し、届出時に添付すること。
2. 添付書類5の記載は記載要領を参照すること。
3. 添付書類7はガスを貯蔵販売する場合、置き場所を赤で記載し、面積（縦横の長さを含む）及び周囲の状況を記載すること。
4. 販売主任者の経験証明書には製造又は販売に従事した期間及び内容を記載すること。

項 目	必 要 書 類	様式 NO	備 考
承 継 届 (法第20条の4の2第2項・ 規則第37条の2)	□相続の場合	21の2	被相続人に係る 相続人全員実印で証明 相続人全員の印鑑証明
	1. 高圧ガス販売事業承継届出書		
	2. 戸籍謄本		
	3. 高圧ガス販売事業相続同意証明書	B	
	4. 印鑑証明	35	
	5. 高圧ガス販売主任者届出書		
	6. 販売主任者経験証明書等		
	□合併又は分割の場合	21の2	
	1. 高圧ガス販売事業承継届出書		
	2. 登記簿の謄本		
	3. 合併又は分割の明細書	35	
	4. 高圧ガス販売主任者届出書		
	5. 販売主任者経験証明書等		
	□事業譲渡の場合	21の2	
	1. 高圧ガス販売事業承継届書		
2. 高圧ガス販売事業者事業譲渡証明書	C		
3. 高圧ガス販売主任者届出書	35		
4. 販売主任者経験証明書等			

※記載上の注意：

1. 販売事業同意証明書(B)は相続人が複数いる場合、一人につき一枚ずつ全員分添付すること。
2. 販売事業譲渡証明書(C)は事業譲渡を証明する書類があればそれに代えることができる。
3. 販売主任者経験証明書の書き方は、上記販売事業届記載上の注意を参照すること。

項 目	必 要 書 類	様式 NO	備 考
高圧ガスの種類変更届 (法第20条の7・規則第41条)	1. 販売に係る高圧ガスの種類変更届書 2. 販売計画書(変更部分を記載) 3. 高圧ガス販売主任者届書 4. 販売主任者経験証明書等	22  35	(参考1) 販売主任者の選任が必要な場合
※記載上の注意： 1. 販売主任者経験証明書の書き方は、販売事業届記載上の注意を参照すること。			

項 目	必 要 書 類	様式 NO	備 考
高圧ガス販売事業廃止届 (法第21条第5項・規則第44条)	1. 高圧ガス販売事業廃止届書	26	
販売主任者の選解任届 (法第28条第3項・規則第74条)	1. 高圧ガス販売主任者届書 2. 製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の写し 3. 販売主任者の経験証明書等	35	選任の場合のみ添付
※記載上の注意： 1. 販売主任者経験証明書の書き方は、販売事業届記載上の注意を参照すること。			

項 目	必 要 書 類	様式 NO	備 考
代表者変更	個人の場合	<input type="checkbox"/> 氏名変更 代表者等変更届	A
		<input type="checkbox"/> 住所変更(住居表示の変更に限る) 代表者等変更届	A
	法人の場合	<input type="checkbox"/> 法人名称変更 代表者等変更届 登記簿謄本	A
		<input type="checkbox"/> 法人住所変更(住居表示の変更に限る) 代表者等変更届 登記簿謄本	A
		<input type="checkbox"/> 法人代表者変更 代表者等変更届 登記簿謄本	A

注意：販売所の所在地が変更になった場合は、廃止して新たに新規の届出となります。

申請・届け出書類は、2部提出してください。

1部は県に届出用、あと1部は申請者用控えとして受付後返送しますので保管してください。

様式21（第37条関係）

高圧ガス販売事業届書	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
販売所所在地			
販売する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

高知県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式21の2 (第37条の2関係)

高圧ガス販売事業承継届書	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
承継された販売業者の名称 (事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承継後の名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			

年 月 日

代表者 氏名

高知県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式 2 2 (第 4 1 条関係)

販売に係る高圧ガスの種類変更届出	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 ( 販 売 所 の 名 称 を 含 む 。 )			
事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
高 圧 ガ ス の 種 類 の 変 更 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

高 知 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。



様式 26 (第 44 条関係)

高圧ガス販売事業廃止届出	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
販売事業廃止年月日			
販売事業廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

高知県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式35 (第74条関係)

高圧ガス販売主任者届書	一般	(選任)	× 整理番号	
		(解任)	× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
販売所所在地				
選任	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
解任	製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
選任 年 月 日 解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

高知県知事 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 選任の場合は、免状の写しを添えること。

A

## 代表者等の変更届

年 月 日

高知県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

下記のとおり変更がありましたので、届けます。

1. 変更の内容

2. 変更の明細

旧	新

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

B

## 高圧ガス販売事業相続同意証明書

年 月 日

高知県知事 殿

証明者 氏名

㊞

住所

次のとおり高圧ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名（事業所の名称を含む。）及び住所
2. 販売事業の届出年月日若しくは許可年月日及び許可番号
3. 事業所所在地
4. 高圧ガス販売事業者の地位を承継する者として選任された者の氏名住所
5. 相続開始の年月日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 証明書は、高圧ガス販売事業者の地位を承継する者として選任された者以外の相続人全員が記名押印すること。

C

## 高圧ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

高知県知事 殿

譲り渡した者 氏名又は名称法人にあつては  
その代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は名称法人にあつては  
その代表者の氏名

住所

次のとおり高圧ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 販売事業の届出年月日若しくは許可年月日及び許可番号
2. 販売所の名称及び所在地
3. 譲渡の年月日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 販 売 計 画 書

## 1. 届出の内容

新規・変更

## 2. 販売事業開始日

年 月 日

## 3. 販売の目的

## 4. 販売するガスの種類

(該当するものを○で囲むこと。)

ガスの名称	貯蔵量	販売主任者	販売の方法	配送の方法
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託
		選任・不要	直送・貯蔵	自社・委託

(販売の方法について)

- ・直送とは、容器置場又は導管を所（占）有しないで販売することをいう。
- ・貯蔵とは、容器置場又は導管を所（占）有して販売することをいう。

## 5. 技術上の基準

高压ガス保安法第20条の6第1項の規定に基づき、次の各号に従って高压ガスを販売します。

- (1) 高压ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を整えます。
- (2) 充てん容器等の引き渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをします。
- (3) その他一般高压ガス保安規則第40条で定める当該事項を遵守します。

## 6. 帳簿類

下記の帳簿を備え、必要事項を記載のうえ保存します。

該当に○印のこと	帳簿の名称	保存期間	様式
	販売台帳	2年	別紙(参考2)
	周知に関する帳簿	2年	別紙(参考3)
	引渡先保安台帳	引渡継続期間	別紙(参考4)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。









(参考4)

No. \_\_\_\_\_

### 一般高圧ガス引渡先保安台帳

保安責任者氏名： \_\_\_\_\_

引渡先	名称						
	所在地						
	消費・引渡場所						
直接の消費者	取扱責任者						
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等				その他の消費方法又は消費の目的	
		単瓶	配管				
			単瓶の集合	結束瓶	移動式液瓶		
	摘要						
販売業者	販売許可・届出	年 月 日		第 号			
	ガスの区分	可燃性 変性ガス	可燃性 ガス	毒性ガス	酸素	その他	
	引渡すガスの種類						
	販売責任者						
	容器置場面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	完成検査年月日	年 月 日					
	容器置場等略図	別添のとおり					
	摘要						

年 月 日	保 安 記 録
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	

## 一般高圧ガス引渡先保安台帳記載要領

1. 参考4の台帳は、販売業者（圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するものを除く。）が備えなければならない「保安状況を明記した台帳」の様式を、全国溶剤組合連合会で定めたものです。
2. この台帳は直接の消費者と販売業者に対する高圧ガスの引渡し先ごとに作成し、その取引の継続中はこれを保存しなければなりません。
3. 記載上の注意事項は次のとおりです。
  - (1) 保安責任者氏名  
引渡しに対する販売上の保安責任者であって、できるだけ販売主任者免状を所有する者が望ましい。
  - (2) 引渡先の名称  
営業所、事務所の名称を含む。
  - (3) 引渡先の所在地  
前項の事務所の所在地を記入する。
  - (4) 引渡先の消費または引渡場所  
消費場所を明記できないときはその引渡場所を記入し、消費者が必要によって移動させたその後の場所は記入しなくてよい。ただし販売業者の場合はその容器置場の所在地を記入する。
  - (5) 取扱責任者  
ガス受渡上の担当責任者及び作業主任者、取扱主任者があるときはその氏名を記入する。
  - (6) 消費の方法、使用の状態等  
ガスの種類ごとに単瓶、配管、（単瓶の集合、結束瓶、移動式液瓶、固定式液槽）等による消費の方法と使用の状態等を明確にするため、該当欄に○印をつける。
  - (7) 容器置場の略図  
配置図、特に保安距離関係を明らかにした略図を貼付する。
  - (8) 保安記録  
引渡しに対して行った保安上の指導、助言、あるいは高圧ガスにかかる事故、災害等の状況、及び容器、配管、施設等の異常の有無、並びにそれに対してとった措置、その他保安上の資料となる事項を記入する。

# 高圧ガスの販売に関する規定

## 1. 販売事業の届出（法第20条の4・一般則第37条）

- (1) 高圧ガスの販売事業（液化石油ガス法第2条第3項の液化石油ガス販売事業を除く。）を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他省令で定める書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- ① 第1種製造者であって、法第5条第1項第1号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。
  - ② 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積5立方メートル未満の販売所において販売するとき。
- (2) 販売の事業を届出をしようとする者は、高圧ガス販売事業届書に次に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。
- ① 販売の目的を記載したもの
  - ② 販売業者等に係る技術上の基準に関する事項

## 2. 販売事業の届出を要しない高圧ガス（施行令第6条）

- ① 医療用の高圧ガス（大臣が定める種類の高圧ガスを除く。）
- ② 内容積が300ml（大臣が定める種類の高圧ガスにあつては、300ml以下で大臣が定める値）以下の容器内における高圧ガス（大臣が定める種類の高圧ガスを除く。）であつて、温度35度において圧力2.0MPa以下のもの
- ③ 消火器内における高圧ガス
- ④ 内容積1.2l以下の容器内における液化フルオロカーボン
- ⑤ 自動車又はその部分品内における高圧ガス（大臣が定めるものを除く。）
- ⑥ 大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス（前号に掲げるものを除く。）

### 政令関係告示 第5条

- 1 令第6条第1号の大臣が定める高圧ガスは、液化酸素（在宅酸素療法用として販売するときに限る。）とする。
- 2 令第6条第6号の大臣が定める緩衝装置は、次に掲げるもののうち、不活性ガス又は空気を封入した者であつて設計圧力を超える圧力にならない構造のものとする。
  - (1) エア・サスペンション
  - (2) 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置であつて、前号に掲げるものを除く。）

## 3. 周知させる義務等（法第20条の5・一般則第38条・39条）

- (1) 高圧ガスの販売事業の届出を行った者又は第1種製造者の事業所で製造した高圧ガスをその事業所で販売する者（以下「販売事業者等」という。）は、省令で定めるところにより、省令で定める高圧ガスを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、該当高圧ガスを購入する者が第1種製造事業者、販売業者、特

定高圧ガス消費者その他省令で定める者であるときは、この限りでない。

- ① 販売業者等は、販売契約を締結したとき及び本条による周知をしてから1年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに、③の事項を記載した書面をその販売する高圧ガスを購入して消費する者に配布し、周知させなければならない。
- ② 周知させるべき高圧ガスは、次に掲げるものとする。
  - ア 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素
  - イ 在宅酸素療法用の液化酸素
  - ウ スクーバダイビング等呼吸用の空気
  - エ スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）
- ③ 周知させるべき事項は、次に掲げるものとする。
  - ア 使用する消費設備のその販売する高圧ガス（以下この項において単に「高圧ガス」という。）に対する適応性に関する基本的な事項
  - イ 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
  - ウ 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
  - エ 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
  - オ ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
  - カ そのほか、高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項
- ④ 周知を行った場合は、周知先等を帳簿に記載すること。  
下記4及び周知に関する台帳（参考3）を参照

(2) 知事は、販売業者等が、前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

(3) 知事は、(2)の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 4. 帳簿（法第60条第1項・一般則第95条第3項）

販売業者は、販売所ごとに、表1に定める事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(1) 販売業者が帳簿に記載すべき事項は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げるものとする。

表1

記載すべき場合	記載すべき事項
1 高圧ガスを容器により授受した場合 ※（参考2）を参照	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては充てん質量）、授受先並びに授受年月日
2 法第20条の5第1項の周知を行った場合 ※（参考3）を参照	1 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 2 周知をした者の氏名 3 周知の年月日

(2) 販売業者は、(1)の事項を記載した帳簿を、記載の日から2年間保存しなければならない。

## 5. 販売の方法等（法第20条の6・一般則第40条）

(1) 販売業者等は、省令で定める技術上の基準に従って高压ガスの販売をしなければならない。

販売業者等に係る技術上の基準は、次に掲げるものとする。

① 高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素を販売する場合を除く。）。

販売台帳（参考2）に加え、引渡し保安台帳（参考4）を参照

② 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。

③ 圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、充てん期間を6月以上経過していないものであり、かつその旨を明示したものをもってすること。

④ 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。

ア 充てん容器等（内容積が20ℓ以上のものに限る。以下④において同じ。）には当該容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした圧縮天然ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした圧縮天然ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

イ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

ウ 充てん容器等は、常に温度40度以下に保つこと。

エ 充てん容器等（内容積が5ℓ以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

オ 充てん容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設けること。

(ア) 調整器の高压側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の5分の3以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

(イ) 調整器（生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いものをいう。以下クにおいて同じ。）の調整圧力は、2.3kPa以上3.3kPa以下であり、かつ、閉そく圧力（燃焼器のバルブを閉じた状態における調整器の低压側が受ける圧力をいう。）は4.2kPa以下であること。

カ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては当該充てん容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては、0.8MPa（長さ0.3m未満のものにあつては、0.2MPa）以上の圧力で行う耐圧試験又は大臣がこれらと同等以上と認める試験に合格する管を使用すること。

キ 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。

ク 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。

⑤ 圧縮天然ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための設備を備えること。

(2) 知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高压ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

## 6. 承継（法第20条の4の2）

(1) 販売業者が、届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割（当

該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継する。

- (2) 販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

## 7. 販売の変更及び廃止

- (1) 販売するガスの種類の変更(法第20条の7・一般則第41条)

- ① 販売事業者は、販売するガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- ② 販売するガスの種類の変更届出をしようとする販売業者は、販売に係る高圧ガスの種類変更届書を、販売所の所在地を管轄する知事に届出なければならない。

- (2) 販売事業の廃止(法第21条第5項・一般則第44条)

- ① 販売事業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を販売所の所在地を所管する知事に届け出なければならない。
- ② 販売事業の廃止の届出をしようとする販売事業者は、高圧ガス販売事業廃止届書を、販売所を管轄する知事に提出しなければならない。

## 8. 保安教育(法第27条第4項・5項)

- (1) 販売業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。
- (2) 知事は、販売業者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないとき、販売事業者等に対し、その従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

## 9. 販売主任者

- (1) 販売主任者の選任(法第28条第1項)

- ① 販売業者(省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。)は、販売所ごとに、省令で定めるところにより、表2に掲げる販売所の区分ごとに、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付を受けている者であって、同表に掲げるガスの種類のうち一種以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者を選任し、法で定める職務を行わせなければならない。

(※注) 販売主任者を選任する必要がある高圧ガス(一般則第72条第1項)

アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシラン

- ② 販売業者は、表2の左欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学、乙種化学、甲種機械、乙種機械の製造保安責任者免状(冷凍、特別丙種化学を除く。)又は第1種販売主任者免状の交付を受けている者であって、同表の右欄に掲げるガスの種類のうち1種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する6月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任し、法で定める職務を行わせなければならない。
- ③ 販売主任者を選任したときは、遅滞なく、高圧ガス販売主任者届書に、販売主任者が交付を受けている免状の写しを添えて、その旨を知事に届け出なければならない。これを解任した場合も同様とする。ただし、解任の場合は、当該免状の写しの添付を省略することができる。



表2

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

(1) 販売主任者の職務（法第32条第7項）

販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

(2) 販売主任者の解任命令（法第34条）

知事は、販売主任者が、この法律に違反したとき等の場合は、販売業者に対し、販売主任者の解任を命ずることができる。

## 10. 高圧ガス保安法の貯蔵及び移動の基準

(1) 容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合は次の基準に適合するようにならなければならない。（法第15条第1項・一般則18条第2号）

- ① 可燃性、毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。
- ② 充てん容器、残ガス容器に区分して容器置場に置くこと。
- ③ 可燃性、毒性、酸素の充てん容器等は、区分して容器置場に置くこと。
- ④ 容器置場には計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- ⑤ 容器置場（不活性ガス及び空気を除く）の周囲2メートル以内は、火気の使用を禁じ、引火性又は発火性の物を置かないこと。
- ⑥ 充てん容器等は、温度40度（超低温容器等にあつては、最高の常用温度）以下に保つこと。
- ⑦ 充てん容器等（内容積5リットル以下を除く。）は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止し、粗暴な取扱をしないこと。
- ⑧ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を持って立ち入らないこと。
- ⑨ 充てん容器等は、車両に積載して貯蔵しないこと。

(2) 貯蔵所の概要（法第16条、第17条の2）

販売するガスの貯蔵量が以下の量を超える場合は、貯蔵の許可又は届出が必要です。

	第1種ガス	その他のガス
第1種貯蔵所（許可）	3000 m <sup>3</sup>	1000 m <sup>3</sup>
第2種貯蔵所（届出）	300 m <sup>3</sup>	300 m <sup>3</sup>

(※注1) 第一種ガスとは、不活性ガス（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く））又は空気

(※注2) 液化ガスは10kgを1m<sup>3</sup>とみなす

(3) バラ積み充てん容器等を車両により移動するには、その積載方法及び移動方法について省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。（法第23条・一般則第50条）